公　　告

滋賀県彦根市の一部を受益地域（別紙のとおり）とする彦根市南部土地改良区変更維持管理計画書として施行することを申請するため、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第４８条第３項の規定に基づく協議をしたいので、同法第８５条第６項の規定によりこの旨を公告し、変更維持管理計画書の概要を縦覧に供する。

また、変更維持管理計画書の概要に意見のある者は、同条第７項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間および場所並びに意見書の提出方法については下記記載のとおりである。

令和８年１１月１１日

申請人
住　所：彦根市八坂町２８９８番地の１
氏　名：彦根市南部土地改良区
理事長　辻　　久　和

記

１．　縦覧に供すべき書類の名所

彦根市南部土地改良区変更維持管理計画書
※図面は彦根市南部土地改良区で閲覧できる。

２．　縦覧期間

令和８年１１月１１日から８年１１月１８日

３．　縦覧の場所

彦根市役所および亀山出張所　※彦根市のウエブサイトでも閲覧できる。

４．　意見書の提出方法等について

(1)意見書の提出先

① 郵便　　郵便番号　５２７－００５７
彦根市八坂町２８９８番地１
彦根市南部土地改良区　理事長　辻　久　和

② ファクシミリ
０７４９－４６－５７８０

③ 電子メール

hiko-nan@ace.ocn.ne.jp

(2)意見書の提出期限

令和８年１２月１１日

(3)意見書の提出上の注意

①意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。

②意見書には、個人にあっては住所および氏名を、法人にあっては法人名および所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

③提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別に回答しませんので、あらかじめ御了承ください。

④電話での意見はお受けできません。